

青森県報

第二千三百八十五号

平成十六年
九月二十九日
(水曜日)

目次

告 示

- 結核予防法による医療機関の指定…………… (保健衛生課) …… 一
- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退…………… (同) …… 一
- 漁船保険付保義務の発生…………… (水産振興課) …… 一
- 公共測量の実施…………… (監 理 課) …… 二

公 告

- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活課) …… 二
- 建設業者の許可の取消し…………… (弘前県土整備事務所) …… 二
- 右 同…………… (八戸県土整備事務所) …… 三
- 右 同…………… (十和田県土整備事務所) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 四
- 正 誤…………… (同) …… 四
- 平成十六年三月三十一日号外第三十二号公営企業中…………… (公営企業局) …… 五
- 平成十六年九月十七日号外第七十号監査委員中…………… (監査委員事務局) …… 五

告 示

示

青森県告示第五百九十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
村田内科	八戸市新井田西二丁目七の八	平成一六・九・一
山内整形外科	弘前市大字城東四丁目六の一七	一六・九・九
調剤薬局ツルハドラッグ むつ店	むつ市小川町一丁目九の三一	一六・九・三
浪打病院	青森市合浦二丁目一の一四	一六・九・四

青森県告示第五百九十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西谷薬局	弘前市大字土手町一三三	平成一六・九・三

青森県告示第五百九十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定に

よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
西津軽郡車力村大字豊富字千貫四九番地二 羽 場 周次郎	車 力
西津軽郡車力村大字富泡字清水二六番地 松 野 昭 一	
西津軽郡車力村大字富泡字清水二六番地 成 田 良 一	

青森県告示第五百九十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
環境省自然環境局東北地区自然保護事務所
- 二 測量の種類
公共測量（酸ヶ湯集団施設地区所管地境界測量図作成）
- 三 測量の期間
平成十六年八月十二日から同年十二月二十日まで
- 四 測量の地域
青森市大字荒川字南荒川山地内

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成十六年九月十六日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人在宅生活
 - 三 代表者の氏名
佐藤 明子
 - 四 主たる事務所の所在地
上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内二二六の二
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、県内の高齢者、障害者に対して、居宅介護支援に関する事業、地域生活援助事業を行うことによつて高齢者、障害者などの福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成十六年九月二十九日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 商号又は名称 相坂組

二 氏名 相坂 康介

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字富田町五八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第二〇〇二二五号

五 取消年月日 平成十六年八月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

平成十六年八月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 加藤技建

二 氏名 加藤 正彦

三 主たる営業所の所在地 黒石市大字赤坂字北野崎四六の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一一)第一七〇二二号

五 取消年月日 平成十六年七月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年六月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社興和建設

二 代表者の氏名 金沢 昭治

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仏字大蛇長根四の一五三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一一)第一〇八九一号

五 取消年月日 平成十六年八月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年八月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 奥入瀬電工

二 氏名 附田 光雄

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字相坂七七の五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一一)第一五〇六一号

五 取消年月日 平成十六年八月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年七月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 宮古工務店

二 氏名 宮古 輝雄

三 主たる営業所の所在地 三沢市鹿中二丁目五八の一九一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第五三七八号

五 取消年月日 平成十六年八月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年八月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 野辺地圧送株式会社

二 代表者の氏名 中村 榮吉

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字二本木一の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一六三六七号

五 取消年月日 平成十六年八月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、鋼構造物、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年七月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 本間土建

二 氏名 本間 吉五郎

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字北禿二二八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第六六九三号

五 取消年月日 平成十六年八月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、舗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年六月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

正 誤

平成十六年 外第七〇号	発行年月日 番号	区 分	一五	ページ	下	段	一四	行	支払手続が適正でないものがある。	誤	支払手続が遅延しているものがある。	正
----------------	-------------	--------	----	-----	---	---	----	---	------------------	---	-------------------	---

監 査 委 員 事 務 局

平成十六年 外第三三三 号	発行年月日 番号	区 分	第四号	番 号	七	ページ	上	段	八	行	「非常勤職員」の下に「等」を加え、	誤	「非常勤の職員」を「非常勤職員等」に改め、	正
---------------------	-------------	--------	-----	--------	---	-----	---	---	---	---	-------------------	---	-----------------------	---

公 営 企 業 局

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭